平成２９年（フ）第３８３号
岐阜県関市板取2183番地１
債務者　上野　愛子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９３号
岐阜県美濃市立花445番地４
債務者　那須　昇子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７１号
徳島県徳島市北佐古二番町２番３号　第２藤マンション102号、旧住所徳島県徳島市中吉野町４丁目24番地の18
債務者　竹田　幸代
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７０号
大分市大字光吉2155番地（県営２Ａ６－33）
債務者　津久田君雄
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８７号
大分市敷戸新町５番６－403号
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８８号
大分市北鶴崎２丁目５番５号（アメージング鶴崎307）
債務者　佐藤　泰史
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１３号
沖縄県中頭郡西原町上原１丁目10番地の８（ｇｒｅｅｎ　Ｈｉｌｌｓ　301号）
債務者　伊佐　美咲
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１４号
沖縄県中頭郡西原町上原１丁目10番地の８（ｇｒｅｅｎ　Ｈｉｌｌｓ　301号）、住民票上の住所沖縄県宜野湾市野嵩３丁目19番９－102号　まつがわアパート
債務者　伊佐　成人
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６２号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目２番11－１号
債務者　佐藤　善昭
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４１９号
岐阜市領下２丁目７番地２　（コーポ花の木１号館　202号）、前住所岐阜市加納愛宕町18番地　（愛宕住宅　230号室）
債務者　藤本由美子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1444番地の22やまもも台５－28
債務者　藤橋　有香（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第４８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1424番地の46加藤アパート中平３Ｆ
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第９９９号
兵庫県三田市加茂394番地１　605号
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２１号
神戸市東灘区御影塚町２丁目17番11－202号
債務者　後藤　浩
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３７号
神戸市中央区下山手通７丁目12番19号　マンション山手苑401
債務者　小林　静江（旧姓李）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
広島県尾道市御調町高尾46番地
債務者　中上　栄吾
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２５１号
愛媛県松山市生石町460番地３　エルーア生石301号
債務者　末広　成美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
松山地方裁判所民事部